

さいたま市職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和8年 3 月31日

さいたま市長

Handwritten signature of the Mayor of Saitama, written in black ink.

さいたま市規則第53号

さいたま市職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の扶養手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下「条例」という。）<u>第10条第5項の規定に基づき、扶養手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(扶養親族の範囲)</p> <p>第2条 条例第10条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) <u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u>、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者</p> <p>(2) <u>年額130万円以上（満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）<u>あっては、年額150万円以上</u></u>の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(届出)</p> <p>第3条 <u>新たに条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、別に定める扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。</u></p> | <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下「条例」という。）<u>第10条及び第11条の規定に基づき、扶養手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(扶養親族の範囲)</p> <p>第2条 条例第10条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) <u>職員の配偶者</u>、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者</p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(届出)</p> <p>第3条 <u>条例第11条第1項の規定による届出は、別に定める扶養親族届により行うものとする。</u></p> |

2 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として任命権者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(扶養親族の認定等)

第4条 任命権者は、前条第1項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 [略]

(支給の始期及び終期)

第5条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後には、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

3 第1項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第6条 [略]

第7条 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

附 則

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。（令和8年改正条例附則第4項が適用される間の読み替え）

2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、第2条中「条例」とあるのは「さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年さいたま市条例第5号）附則第4項の規定により読み替えられたさいたま市職員の給

(扶養親族の認定等)

第4条 任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、前条に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 [略]

第5条 [略]

第6条 [略]

第7条 [略]

第8条 [略]

附 則

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下「読替え後の条例」という。）」と、
第3条第1項、第5条第1項及び第7条中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。